

令和3年第6回田野畑村議会定例会会議録（第3号）

招集年月日	令和3年8月24日					
招集の場所	田野畑村役場					
開閉会日時	開会 令和3年9月9日			議長	鈴木隆昭	
	閉会 令和3年9月16日					
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員 出席 9名 欠席 1名	議席番号	氏名	出席等別	議席番号	氏名	出席等別
	1	中村芳正	欠	6	畠山拓雄	出
	2	工藤求	出	7	上山明美	出
	3	上村浩司	出	8	中村勝明	出
	4	小松山久男	出	9	佐々木功夫	出
	5	佐々木芳利	出	10	鈴木隆昭	出
会議録署名議員	5	佐々木芳利		6	畠山拓雄	
職務のため議場に出席した者の氏名	事務局長	畠山哲	主査	三上恵美		
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	村長	佐々木靖		教育長	相模貞一	
	総務課長	工藤光幸		教育次長	平坂聡	
	政策推進課長	佐々木修		教育委員会事務局 主任主査	工藤真樹	
	生活環境課長 健康福祉課長 診療所事務長	工藤隆彦				
	地域整備課長	佐々木卓男				
	産業振興課長	佐藤智佳				
	総務課主幹	大森泉		総務課主任主査	菊地正次	
	会計管理者幹 総務課主幹	佐藤和子		総務課主任主査	大澤健	
	産業振興課主幹	早野和彦		政策推進課 主任主査	佐々木賢司	
				政策推進課 主任主査	角館尚	
				生活環境課 主任主査	横山順一	
				健康福祉課 主任主査	佐々木和也	
			地域整備課 主任主査	工藤光昭		
			地域整備課 主任主査	佐藤太		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和3年第6回田野畑村議会定例会会議録

議事日程（第3号）

令和3年9月14日（火曜日） 午前10時00分開議

開 議

- 日程第1 報告第1号 令和2年度田野畑村の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第2 報告第2号 令和2年度田野畑村継続費精算報告書の報告について
- 日程第3 議案第1号 準用河川真木沢川河川災害復旧（1災403号）工事の変更請負契約の締結
に関し議決を求めることについて
- 日程第4 議案第2号 準用河川長内川河川災害復旧（1災304号・305号）工事の変更請負契約の
締結に関し議決を求めることについて
- 日程第5 議案第3号 田野畑村過疎地域持続的発展計画の策定に関し議決を求めることについて
- 日程第6 議案第4号 村営土地改良事業特別会計条例等を廃止する条例
- 日程第7 議案第5号 田野畑村復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の
一部を改正する条例
- 日程第8 議案第6号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条
例
- 日程第9 議案第7号 田野畑村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第8号 令和3年度田野畑村一般会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第9号 令和3年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第10号 令和3年度田野畑村介護保険特別会計補正予算（第1号）

散 会

◎開議の宣告

○議長【鈴木隆昭君】 ただいまの出席議員は9人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長【鈴木隆昭君】 日程に従い進行します。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長【鈴木隆昭君】 日程第1、報告第1号 令和2年度田野畑村の健全化判断比率及び基金不足比率の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 報告第1号 令和2年度田野畑村の健全化判断比率及び基金不足比率の報告についてご説明いたします。

お手元の説明資料を御覧願います。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年度田野畑村の健全化判断比率及び資金不足比率について、別紙監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

その算定結果につきましては、表に示したとおりでございます。本村におきましては、健全化判断比率、資金不足比率のいずれも国で定めた基準未満となっております。仮にこれらの比率が国の基準以上となりますと、財政健全化計画等の策定が必要になることから、今後とも議会の皆様のご協力をいただきながら健全な財政運営に努めてまいります。

以上で報告第1号の説明を終わります。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 このことについては、数字が示されているのが1の健全化判断比率の実質公債費比率の8.7、その前の年も8.7、前の年は8.4、8.2ということで、おおむね順調に推移しているのかなというふうに判断しているのですけれども、まず財政の厳しいほうと言われてはいますが、一応健全ということが保たれている、数年は維持されているというふうに判断してよいかということと、現在の田野畑村の他の市町村と比べて位置というのですか、順位づけというのも変なのですか、他の市町村も同じように厳しい状況ではあると思うのですけれども、ど

のような位置づけ、ランクづけになっているのかを説明願います。

○議長【鈴木隆昭君】 大森総務課主幹。

○総務課主幹【大森 泉君】 お答えいたします。

まず、1点目の健全性が保たれているかという話でございますが、一定のルールに従って判定しているものでございまして、これは全国統一のものであるわけなのですけれども、これで算定した場合には、危険水準にはありませんよというような意味合いで私どもとしては捉えております。この数字が基準になったからといって即健全化制があるというようなものではございませんでして、まず危険水準にはないというような認識でおります。

それから、2点目の田野畑村の県内市町村における位置と申しますか、どれぐらいの水準にあるかということでございますけれども、今回お示した令和2年度決算に基づく数値は、まだ県内の取りまとめが終わっておりません。これは、例年10月ぐらいにいつも県のほうで取りまとめられることになるのですけれども、参考までに昨年度、実質公債費比率8.7という数字が本村の場合では算定されておりますけれども、県内の33市町村、33団体のうちよい水準のほうから数えて10番目というような位置になっております。

以上でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 よろしいですか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

報告第1号を終わります。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長【鈴木隆昭君】 日程第2、報告第2号 令和2年度田野畑村継続費精算報告書の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 報告第2号の継続費精算報告書についてご説明いたします。

田野畑村一般会計において、これまで継続費を設定し事業を実施してきた防災行政無線デジタル化整備事業及び漁港施設災害復旧事業について、令和2年度をもって継続年度が終了しましたので、精算報告書のとおりご報告いたします。

以上でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

7番、上山明美君。

○7番【上山明美君】 まず、確認させてください。デジタル化の事業のやつは、デジタル化の、防

災無線の電波の関係がなるので、戸別の受信機を交換するというふうな事業と認識しているのですけれども、それでよろしいでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 大澤総務課主任主査。

○総務課主任主査【大澤 健君】 お答えします。

各家庭の戸別受信機のほかに、各地区に設置しております音声の発信器は電池です。ああいうものもろもろ交換しております。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美君。

○7番【上山明美君】 事業の終了ですから、公民館等々設置しなければならない場所、あとは個人で希望した方のところには全部設置されたというふうなことでいいのだと思うのですけれども、この事業の終了後に新しく家を建てたので受信機を設置したいとか、1個つけているのだけでも、新たにもう一個つけたいというふうな場合には、今後どのように対応していくのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 大澤総務課主任主査。

○総務課主任主査【大澤 健君】 お答えします。

個人の住宅に関しましては、村が保管している戸別受信機がありますので、それを無償でおつけいたします。事業所等は、もう一基つけたいという場合は有料になりますが、余っているものを戸別につけて対応していきます。

○議長【鈴木隆昭君】 6番、畠山拓雄君。

○6番【畠山拓雄君】 デジタル化の事業が終わったということなのですが、この間まで羅賀地区というか、微妙に声が低くて、聞こえ苦しいという問題が発生してございましたけれども、そういうものが全部解消したのでこれは終了したということなのですか。

○議長【鈴木隆昭君】 大澤総務課主任主査。

○総務課主任主査【大澤 健君】 お答えします。

令和2年度で工事のほうは完了してはいますが、令和3年度にこういう音が聞こえないとか、きちんと電波を拾わない等々の案件がありますので、今年業者さんが瑕疵担保期間ということで、無償でそういうエラーが発生した場合に来て調査等をしてもらっております。羅賀地区の音声聞こえにくい件に関しましても、業者さんに来てもらいまして一応確認をして、今これから状況を見ている次第であります。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 戸別受信機の中で、いわゆるつけないという、断られて、結局つけなかったというような、そういう住宅というか、あれがあるのかなのか。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前10時09分）

再開（午前10時10分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

大澤総務課主任主査。

○総務課主任主査【大澤 健君】 お答えします。

数件、設置しない家庭があると聞いています。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 その数件の関係というのは、緊急時、いわゆる災害等発生した場合の避難等々の緊急情報が入らないおそれがあると思うのですが、それでもなおかつそのまま何らかの、例えばそういう場合、該当する方にはどういう連絡網を考えているのか、想定しているのか、それをお尋ねします。

○議長【鈴木隆昭君】 大澤総務課主任主査。

○総務課主任主査【大澤 健君】 お答えします。

緊急の場合ということで、一番大きいのは津波注意報以上の災害の発令になるかと思うのですが、それらに関しましては屋外無線機で、今の防災無線より高い音量で放送しておりますので、ほぼ全ての家庭に屋外無線機の音声が届いていると思いますので、取りあえずはそれで対応となります。また、津波注意報以上になれば、地元消防団等々が地域内を巡回して回りますので、それで危険を知らせるということとなります。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 つけない方には、そういう関係の趣旨というか、あれも理解してもらっているはずだと思うのですが、その辺どうなのですか。でなければ、災害というのは、通常のいわゆる野外にある放送で十分聞こえる状態にはないと思うのです。雨、風等々吹くだろうという想定されるわけですが、そういう意味からいけば非常に困難であろうと私は思うのですが、そういう気候状況でも大丈夫だと理解していますか。

○議長【鈴木隆昭君】 大澤総務課主任主査。

○総務課主任主査【大澤 健君】 お答えします。

戸別受信機を設置する際に、もともとあった家庭または地区内で回覧板等により新しい戸別受信機を設置しますと、そういう旨皆さんに周知した上でも私の家には要らないという世帯の方だと思いますので、ある程度はそういう危険なことがあった場合には、自分の家にはそういう放送が流れるということをご理解の上で未設置の家庭であると思いますので、あとはもう先ほど回答したとおり、地元消防団や屋外無線機等々でその家庭にお知らせするしかないのかなと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 ほかがございますか。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 これで報告第2号を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第3、議案第1号 準用河川真木沢川河川災害復旧（1災403号）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩（午前10時13分）

再開（午前10時14分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 議案第1号、タブレットで7ページ、説明資料ですと2から13ページとなっておりますので、よろしく申し上げます。準用河川真木沢川河川災害復旧（1災403号）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

令和2年11月13日に議会の議決を経た準用河川真木沢川河川災害復旧（1災403号）工事の請負に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、工事名、準用河川真木沢川河川災害復旧（1災403号）工事。

2、工事場所、田野畑村真木沢その3地内。

3、変更の内容、契約金額、変更前ですが、5,357万円、変更後5,227万8,600円、129万1,400円の減額となっております。

議案第1号の説明資料として、図面11枚と補足資料の写真1枚ですが、ありますので、御覧願います。資料の11枚中の11枚目、最後の図面となりますけれども、御覧願います。復旧延長として1,625メートルですが、この全体の河川は国道45号の真木沢橋の上流域から真木沢浜に流れる河川で、全体の河川延長は6,000メートルほどになっております。この1,625メートルの災害区間でありましてけれども、復旧区間でありまして、図面左側のほうですが、真木沢浜の河口を起点とし、その上流中間点付近の850メートル付近の位置ですが、三鉄の高架橋を通り過ぎ、さらにその上流775メートルの位置を終点とする災害復旧区間となります。

資料の11枚中の1から5枚目の図面を御覧願います。平面図の下に標準断面図がありますけれども、この赤色部分が河川の掘採断面で、その埋塞土を除去するものであります。このような断面を、1,625メートルの区間を埋塞土を除去するというふうなことになります。

次に、補足資料の着工前と完成状況の写真を御覧願います。上の写真、プラス1,200の位置なのですが、終点側から起点側を見ている写真であります。埋塞土を除去し、また河川断面内にある流木についても処理するものであります。上の写真が着工前、下が完成写真というふうなことになります。

この403号の主な工事概要でありますけれども、復旧延長は1,625メートル、埋塞土の除去として2万6,800立米となります。この除去した残土処理においては、この道路と河川との間の村有地を利用して残土処理するものであります。

主な減額の工事内容でありますけれども、実施において河川断面の再測定の結果、数量精算によりまして埋塞土除去1,200立米を減工として、請負金額を減額するものであります。

以上が403号の河川災害復旧工事の主な概要となります。完成工期は、令和3年11月末を予定してございます。

4、受注者、住所、岩手県下閉伊郡田野畑村羅賀268番地1、氏名、佐藤建設株式会社代表取締役、佐藤治。

理由でございますが、準用河川真木沢川河川災害復旧（1災403号）工事の変更請負契約を締結しようとするものであります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第1号 準用河川真木沢川河川災害復旧（1災403号）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第4、議案第2号 準用河川長内川河川災害復旧（1災304号・305号）

工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 議案第2号、タブレットで8ページ、説明資料ですと14から23ページとなっております。準用河川長内川河川災害復旧（1災304号・305号）工事の変更請負契約

の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

令和2年11月13日に議会の議決を経た準用河川長内川河川災害復旧（1災304号・305号）工事の請負に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、工事名、準用河川長内川河川災害復旧（1災304号・305号）工事。

2、工事場所、田野畑村明戸その7外地内。

3、変更の内容、契約金額、変更前5,929万円、変更後5,287万400円、641万9,600円の減額となっております。

議案第2号の説明資料とすれば、図面6枚と補足資料4枚の写真となっておりますので、御覧願います。資料6枚中の1枚目の図面を御覧ください。304号の準用河川長内川明戸その7工事ですけれども、復旧延長として103.2メートル、この場所が以前明戸野球場があった脇の河川災害復旧箇所となっております。

補足資料の304号の着工前、完成写真を御覧ください。1枚目の写真ですが、これは右岸側、起点のほうから終点、プラス21方向を臨む写真ですけれども、下流側から上流側の方向を見ている写真です。右岸側にパネル枠工を施工する箇所となっており、上の写真が着工前、下の写真が完成の状況写真です。

2枚目の写真が左岸終点側、プラス181という測点の起点側のほうから153の方向を上流側から下流方向を見ている写真になります。左右岸にコンクリートブロック積み工を施工するもので、上の写真が着工前、そして下のほうが完成写真というふうなことになります。

この304号の主な復旧工事概要ですけれども、復旧延長は103.2メートル、コンクリートブロック積み工で335平米、スイッチバックを30平米、重力擁壁工を7立米となっております。

次に、資料6枚中の5枚目の図面を御覧ください。305号の準用河川長内川明戸その8工事ですけれども、復旧延長として65.4メートル、この場所は304号の上流側の災害復旧箇所になります。

補足資料の305号の着工前、完成写真の状況を御覧ください。3枚目の写真ですけれども、上流側からの写真で、プラス33.4、起点の方向から見ている写真です。これは、根接ぎ工、コンクリートブロック積み工、根固め工を施工する箇所でありまして、上の写真が着工前で、下が完成している状況の写真です。

4枚目の写真ですけれども、上流側からの写真で、終点側から起点側方向を見ている写真となります。コンクリートブロック積み工、護床ブロック再設置、根固め工の箇所となっており、上のほうの写真が着工前、下が完成写真というような状況になります。

この305号の主な復旧工事概要ですけれども、復旧延長は65.4メートル、コンクリートブロッ

ク積み工で116平米、袋詰めの玉石が30袋、コンクリート根接ぎ工で30立米となっております。

主な減額の工事内容について説明します。304号の仮設工の工事用道路において、現地精査の結果ですけれども、盛土量を減工して減額とするものであります。それから、305号においては、現地精査の結果によりまして、コンクリートブロック積み工、袋詰め玉石工を減工として減額とするものであります。

以上が304号、305号の2か所の河川災害復旧工事の主な概要となります。完成工期は、令和3年の9月末を予定してございます。

4、受注者、住所、岩手県下閉伊郡田野畑村日蔭57番地4、氏名、熊谷建設株式会社代表取締役、熊谷朋之。

理由でございますが、準用河川長内川河川災害復旧（1災304号・305号）工事の変更請負契約を締結しようとするものであります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第2号 準用河川長内川河川災害復旧（1災304号・305号）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第5、議案第3号 田野畑村過疎地域持続的発展計画の策定に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

政策推進課長。

○政策推進課長【佐々木 修君】 タブレット9ページをお願いいたします。議案第3号 田野畑村過疎地域持続的発展計画の策定に関し議決を求めることについてをご説明いたします。

田野畑村過疎地域持続的発展計画を別添のとおり策定することに関し、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議決を求めるものでございます。

説明資料、タブレット24ページをお願いいたします。議案第3号の説明資料でございます。田野畑村過疎地域持続的発展計画、令和3年度から7年度の概要についてご説明いたします。1、

計画策定の概要でございます。過疎対策については、昭和45年以来四次にわたり関連対策法が制定されてまいりました。旧法の過疎地域自立促進特別措置法は、平成12年4月1日に施行され、本村は過疎地域の指定を受け、平成12年度から21年度を計画期間とする過疎地域自立計画を策定しております。また、実効性ある対策を切れ目なく講じる必要から、平成22年の法の期限が平成27年度末まで延長され、さらに東日本大震災による過疎対策事業進捗の遅れ等を踏まえ、令和2年度末まで再延長されたことから、これを計画期間とする全計画を策定し、各種事業を実施してきたところでございます。旧法が令和3年3月末で期限を迎え、新法の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に施行されたことから、新計画を策定し、総合的かつ計画的な対策を実施しようとするものでございます。

2、過疎対策及び地域指定の状況については、表のとおりでございます。

3、過疎地域の指定要件、本村は中長期的な人口減少及び少子高齢化が著しいことから、過疎地域に指定されております。

4、新計画の期間については、令和3年4月1日から令和8年3月31までの5か年としております。

次のページをお願いいたします。5、各項目別持続的発展計画の概要でございます。まず、区分についてご説明いたします。1、移住、定住、地域間交流の促進、人材育成、2、産業の振興。3、地域における情報化、4、交通施設の整備、交通手段の確保、5、生活環境の整備、次のページに行きまして、6、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、7、医療の確保、8、教育の振興、9、集落の整備、10、地域文化の振興等、11、再生可能エネルギーの利用の推進、12、その他地域の持続的発展に関し必要な事項でございます。

前のページに戻りまして、区分の右欄に現状と問題点、さらに左の対策、一番右側が主な事業計画となっております。

議案にお戻りください。提案理由でございます。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による事業を行うため、令和3年度から令和7年度の5年間を計画期間とする新計画を策定しようとするものでございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前10時30分）

再開（午前10時30分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

質疑を許します。

7番、上山明美君。

○7番【上山明美君】 新しい計画を策定するに当たり、例えば計画書の3ページには新型コロナウイルス感染症の影響によるということで、多分前の計画には新型コロナとかという言葉が出てなかったと思うのですけれども、このように世の中が動いていたり、村の状況も日々変わっているような状況の中で、前の計画を立てるときと今度の計画を立てるときに、やっぱり村の状況がここは大きく変わっているとか、大きく考え直さなければならないという項目があったのかどうか伺います。

○議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐々木 修君】 計画書の作成に当たりましては、まず前の計画があるのはそのとおりなのですが、各課でそれぞれ現状を踏まえた形、それから今後のことを考えて、まず各課で計画案を出してもらって、それを庁内で審議してつくったというような形でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美君。

○7番【上山明美君】 先ほど説明というか、補足がありましたように、実施中のものもあれば決定次第これからということもあって、新村長も財政等々については特に厳しくて、いろいろ考えていきたいという方針でございますから、村のためになって、より有利なという財源確保については、これからもよろしくお願ひしたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 要望でよろしいですか。

○7番【上山明美君】 いいです。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 少し勉強してきたわけなのですが、この計画の年度は3年から7年、5か年計画と。新村長になっての提案ですので、ぜひ聞いておきたいわけですが、計画書の37ページですが、認定こども園施設改修事業というのがありまして、これは選挙公約でも強調していて当選したということなわけですが、担当課といたしますと、この計画をつくるに当たって、認定こども園については3年度から7年度までに施設改修事業をやるというふうに私は勉強しながら解釈をしたわけなのですが、所信表明に認定こども園についてはあえて村長は表明をしなかったわけなのですが、担当課とすればいつ頃までに施設改修を図る考えであるか、今考えているところで答弁をいただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【工藤隆彦君】 認定こども園についてお答えいたします。

先ほど政策課長のほうからも話ししたとおり、この期間でもしやるとすれば、のせておかないと過疎が使えないという状況がありますので、まずは幅広にということで、可能性があるということで出しました。それで、現状を申しますと、出生数が減少しているという状況がございまして、このまま行くとということで、一つの施設で賄える人数、例えば若桐保育園だと50人の数を下回るようになってくると、やはり一緒になってやったほうが、認定こども園にしたほうがいい

のかなということでの担当課としては考えておりますので、ただこれから人数がどれくらいになるかというのはまだ分からないところで、そのために子育て支援対策とか定住対策とかもやっていますので、まだまだその可能性はあるかもしれないので、いつという限定の時期というのはまだまだ定まらないところだとは思っておりますが、今の現状でいくと近い将来そうしていかなければならないかなと考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 新たにこの制度をあれするのは当然のことだと思うのですが、逆に今現在この制度にのっかっている中で、継続中のものは何々、主なものというのがありますか。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前10時36分）

再開（午前10時36分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

大森総務課主幹。

○総務課主幹【大森 泉君】 お答えいたします。

今ちょっと頭に浮かんだのですけれども、継続して過疎債を充ててやっている事業というのが、主には道路の整備とか漁港の整備とかに、そういった事業に毎年過疎債を充ててやっているところでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 ほかございませんか。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第3号 田野畑村過疎地域持続的発展計画の策定に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第6、議案第4号 村営土地改良事業特別会計条例等を廃止する条例を

議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

政策推進課長。

○政策推進課長【佐々木 修君】 議案第4号 村営土地改良事業特別会計条例等を廃止する条例についてご説明いたします。

村営土地改良事業特別会計条例等を廃止する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

条例案概要をお願いいたします。第1、制定趣旨でございます。条例の制定から時間を経過したものの見直しを行い、実効性が喪失等した条例を廃止しようとするものでございます。

第2、条例案内容、次の条例を廃止しようとするものでございます。(1)、村営土地改良事業特別会計条例、昭和40年制定でございます。廃止理由は、現に設置されていない特別会計という理由でございます。(2)、昭和48年度、期末手当の割合等の特例に関する条例、昭和48年制定、(3)、昭和49年度分の固定資産税の納期の特例に関する条例、昭和49年制定、(4)、昭和54年度の固定資産税の納期の特例に関する条例、昭和54年制定です。廃止理由は、条例の制定から40年以上経過し、実効性がないためでございます。(5)、北山地区運動公園設置及び管理運営に関する条例、昭和57年制定。廃止理由は、利用の状況が芳しくなく、管理の問題等もあることによる事情でございます。(6)、田野畑村家庭奉仕員派遣手数料条例、昭和58年制定。廃止理由は、家庭奉仕員の職の設置がないという理由でございます。(7)、村民バス条例、平成4年制定。廃止理由は、平成22年に村民バスから総合バスへ変更した理由によります。(8)、田野畑村ホームヘルパー派遣手数料条例、平成14年制定。廃止理由は、ホームヘルパーの職の設置がないという理由によります。

第3、施行期日等、この条例は公布の日から施行したいものでございます。

議案にお戻りください。提案理由でございます。条例の制定から時間を経過したものの見直しを行い、実効性の喪失等した条例を廃止しようとするものでございます。これが、この議案を提出する理由です。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

7番、上山明美君。

○7番【上山明美君】 すみません、随分古いのがあって、家庭奉仕員とか、懐かしい言葉だなと思ったのですが、こういうふうの実効性のないものとかというものの条例等々については、定期的に見直してそういうふうな廃止、継続ということを決める期間とか期日というのはあるのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐々木 修君】 期間の設定はございません。今回の事情は、私の業務中にほかの市町村のホームページなりを参考にしたときに、例規の整理を行っている団体がございました。それで、全庁的に実効性のないものは見直しをして事務を進めようということから今回提案したという、そういう理由でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美君。

○7番【上山明美君】 会計項目がないとか実施していないとかということですから、特に今の業務に支障ないということだとは思いますが、やっぱり事務改善とか、そういう意味では非常にいいことなのかなと思うので、こういうことというのはきちんと目を光らせて、実効性のある行政運営ができるようにこれからも進めていただきたいと思います。要望です。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第4号 村営土地改良事業特別会計条例等を廃止する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第7、議案第5号 田野畑村復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 タブレット68ページを御覧ください。議案第5号 田野畑村復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

田野畑村復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

タブレット、条例案概要2ページを御覧ください。改正の趣旨でございますが、東日本大震災復興特別区域法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

改正の内容でございますが、1、復興産業集積区域を特定復興産業集積区域に改めること。2、適用期間を令和6年3月31日まで延長すること。3、引用している条項にずれが生じたため改めるものでございます。

施行期日等でございますが、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の条例の規定は令和3年4月1日から適用すること、令和3年3月31日以前にこの条例による改正前の条例に規定する対象施設を新設、増設したものに対する課税免除については、改正後の条例に規定する対象施設とみなして、改正後の条例の規定を適用するものでございます。

議案にお戻りください。理由でございますが、東日本大震災復興特別区域法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第5号 田野畑村復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第8、議案第6号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 タブレット71ページを御覧ください。議案第6号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

条例案概要3ページを御覧ください。改正の趣旨でございますが、過疎地域自立促進特別措置法の失効により、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

改正案の内容でございますが、1、対象事業に情報サービス業を追加すること。2、適用期間を令和6年3月31日までに延長すること。3、対象となる設備について、事業及び資本金の額等により制定すること。4、引用している法令及び条項についてずれが生じたため改めるものでございます。5、その他改正に合わせて条文整理、文言整理を行うものでございます。

施行期日等でございますが、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の条例の規定は令和3年4月1日から適用すること。この条例による改正後の条例の規定は、令和3年4月1日以後に取得される設備について適用し、同日前に新設または増設された設備については、従前の例によるものでございます。

議案にお戻りください。理由でございますが、過疎地域自立促進特別措置法の失効により、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。ございませんか。

5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 参考までに教えてください。田野畑において、情報サービス業または農林水産物の販売業500万円までという新たな条項ですが、該当をする事業所といたしましうか、団体がありますか。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 情報サービス業については、現在のところはございません。ただ、あと農林水産物の販売の資本金の部分で、今後その会社がどういう営業をするかあれですけども、サンマッシュ田野畑が資本金等からいうと該当してくるのかなと。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 関連ですが、例えば道の駅の産直販売組織なんかは、これとはまた別組織になりますよね。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前10時49分）

再開（午前10時50分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

政策推進課長。

○政策推進課長【佐々木 修君】 この議案なのですが、条例が令和3年4月1日以降の取得ということで、固定資産税の付加比率は1月1日になりますので、次の1月1日ということになりますので、具体的に対象になるかどうかは今後聞き取りをして、必要であればそのような申請をするよ

うにしたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 ほかがございませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第6号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第9、議案第7号 田野畑村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 タブレット74ページを御覧ください。議案第7号 田野畑村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

条例案概要4ページを御覧ください。改正の趣旨でございますが、行政不服審査法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

改正案の内容でございますが、行政不服審査法施行令が一部改正され、審査請求人の押印が不要とされたことに合わせて条文整理、文言整理を行うものでございます。

施行期日等でございますが、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

議案にお戻りください。理由でございますが、行政不服審査法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

7番、上山明美君。

○7番【上山明美君】 すみません、今はやりというわけではないですけれども、審査請求人の押印が不要とされたことというふうにあって、タブレットの75ページのところの新旧対照表のところに新しいところは「記載しなければならない」で、旧のほうは「記載し提出者がこれに署名押印しなければならない」というふうにあるのですけれども、新しいほうになると押印も要らないけれども、本人の署名も要らないというふうな感じになるのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前10時53分）

再開（午前10時55分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

15分間をめぐりに休憩いたします。

休憩（午前10時55分）

再開（午前11時13分）

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

保留しておりました答弁をいたさせます。

総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 先ほど保留しておりました固定資産評価委員会条例の改正条例の内容でございますが、ここの（1）から（3）の略となっておりますところが、そこに書類に記載すべき事項が掲げられております。内容といたしましては、提出者の住所及び氏名、それから提出の年月日、証言すべき事項ということで、これは改正前、改正後も変わってございません。今回の改正につきましては、これの署名押印が要らないということでございますので、例えばパソコンで打った住所、氏名でも大丈夫ということの改正でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美君。

○7番【上山明美君】 様式等々、そういうこと分からなくての質問だったのですけれども、この文言だけだと、誰が記載したのかというのがちょっと不明確なのかなというふうに思いましたけれども、今の答弁ではっきりしたので、分かりました。

○議長【鈴木隆昭君】 ほかございませんか。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第7号 田野畑村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第10、議案第8号 令和3年度田野畑村一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 タブレットの76ページを御覧ください。議案第8号 令和3年度田野畑村一般会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,914万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億528万1,000円とするものでございます。

タブレット86ページを御覧ください。それから、予算書ですと7ページをお開きください。歳入のうち主なものについてご説明いたします。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費国庫補助金ですが、社会保障税番号制度システム整備費補助金、新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金として662万9,000円追加計上、また同項5目土木費国庫補助金、1節土木費補助金ですが、社会資本整備総合交付金4,436万3,000円減額、国土交通省道路局所管補助金(道路メンテナンス事業)1,916万3,000円追加し、合わせて2,519万9,000円減額計上しております。

次のページを御覧ください。17款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金、3節田野畑むらづくり事業寄附金を161万8,000円追加計上しております。

18款繰入金、1項基金繰入金、7目田野畑むらづくり基金繰入金、1節田野畑むらづくり基金繰入金を120万円追加計上、また同項9目福祉基金繰入金、1節福祉基金繰入金を1,035万8,000円減額計上、同じく同項11目森林環境譲与税基金繰入金、1節森林環境譲与税基金繰入金を265万1,000円追加計上しております。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金ですが、2億3,254万6,000円追加計上しております。

21款村債、1項村債、5目土木費、1節道路整備事業債ですが、2,440万円減額計上、同じく2節住宅整備事業債ですが、1,100万円追加計上、また同項7目臨時財政対策債、1節臨時財政

対策債ですが、1,964万6,000円減額計上しております。

次のページを御覧ください。歳出ですが、主なものについてご説明いたします。2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、24節積立金ですが、前年度繰越金のうち財政調整基金積立金として1億3,585万8,000円、田野畑むらづくり基金積立金など合わせて1億3,747万9,000円追加計上しております。また、同項6目企画費、18節負担金、補助及び交付金、協働のむらづくり推進事業費補助金に各地区からの要望がある生活道や橋を補償する補助金の項目を追加し、費用として50万円、そのほか研修会等負担金等合わせまして53万円追加計上しております。同じく同項9目諸費、18節負担金、補助及び交付金ですが、三陸鉄道運行維持支援金として416万円追加計上しております。

タブレット92ページ、予算書13ページを御覧ください。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、18節負担金、補助及び交付金ですが、今年度生まれる子供へ贈るエンゼル祝い金として120万円計上しております。

次のページを御覧ください。6款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費、12節委託料ですが、民有林の立木等の調査を実施するため、森林情報調査等業務委託料として265万1,000円計上しております。

次のページを御覧ください。7款商工費、1項商工費、3目観光費、18節負担金、補助及び交付金ですが、コロナ禍で苦境の宿泊施設等を支援するため、がんばる観光事業者応援事業費補助金として2,050万円追加計上しております。

次のページを御覧ください。8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費、12節委託料ですが、道路維持管理委託料等として1,800万円追加計上しております。14節工事請負費ですが、補助金等の確定に伴い、5,592万3,000円減額計上しております。

8款土木費、4項住宅費、2目住宅建設費、14節工事請負費ですが、村営住宅整備工事1棟分として2,200万円追加計上しております。

次のページを御覧ください。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、14節工事請負費ですが、浜岩泉地区の教員住宅解体工事費として280万1,000円計上しております。

次のページを御覧ください。10款教育費、4項社会教育費、2目公民館費、14節工事請負費ですが、アズビィホール屋根改修工事費として450万円計上しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

7番、上山明美君。

○7番【上山明美君】 タブレットだと92ページで、予算書だと13ページになります。民生費の中の児童福祉総務費のエンゼル祝い金というのは、すみません、確認です。村長が公約に上げたエンゼル祝い金のことでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【工藤隆彦君】 そのとおりでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美君。

○7番【上山明美君】 すみません、具体的に30万円とか40万円とか掛ける何人分を取っていると思うのですが、その予算の内容はどのようになっていますか。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【工藤隆彦君】 お答えいたします。

この120万円の中身でございますけれども、出生1人につき20万円ということで考えておりまして、今年度は6人生まれるのですけれども、それで今年度は20万円にして、コロナの交付金で10万円ずつもう既に配っておりまして、来年度からは1人30万円にしようということで、1人30万円ですが、今年度だけは1人20万円ということで積算となっております。それで、今出すわけですけれども、本年度から適用ということで、4月1日からの人を遡及して適用したいと考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美君。

○7番【上山明美君】 教育委員会等々で入学祝い金とか卒業祝い金とかということになったときに、エンゼル祝い金ということなのですからけれども、特にこういうふうな1人何人とか規則とかそういうのは決めなくてもよろしいものなのではないでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【工藤隆彦君】 これは、要綱で定めることにしております。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美君。

○7番【上山明美君】 今年4月1日から適用ということなのですからけれども、よく出ますよね。赤ちゃん連れて、ほかの市町村で産んだのだけれども、4月以降転勤してきて、こっちのほうで暮らすようになりましたという方は、一応この祝い金には今年度当たらないということになるのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【工藤隆彦君】 そのとおりでございます。やはり田野畑に住んでいる、これ定住も含めて考えておりまして、住んでいる方がまず出生する、親がです、そして田野畑に住所があって生まれるということが一つにありまして、転入してきてまず生まれるということもそれによろしいのですけれども、ただ生活実態とか、やはり田野畑に居住してということがあるので、その部分に関してはある一定期間、1年以上やっぱり住民票を置いて、生活実態があるということとを条件にすることで今要綱を作成しております。

○7番【上山明美君】 作成しております。

○健康福祉課長【工藤隆彦君】 今考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美君。

○7番【上山明美君】 思ったより財政が厳しかったということで、いろいろ質問等々に答えているわけで、この120万円が多いか少ないかというふうなことはあれなのですけれども、その財政が厳しいということをつかっていた中で、今度の補正に出すということに至ったわけなのですけれども、担当課とも話し合ったと思うのですけれども、その辺は村長はどのように考えてここに祝い金というのを今度の予算で計上するという決断を下したのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 このエンゼル祝い金の額でございますけれども、財政状況等勘案してどのくらいの額であれば妥当といたしますか、いいのかなということで財政当局も協議した経過がございます。ただ、個人的な感じといたしまして、十何人ぐらい生まれているのかなというふうな感じがしておりまして、どうなのだろうと思ったら、今年度は6人しか生まれません。なおかつ来年度生まれる母子手帳の交付はゼロだということに伺いましたので、これはちょっとてこ入れを図った方がいいのではないかなということで、1人30万円ということで提案させていただいたところでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美君。

○7番【上山明美君】 いろいろな面で少子化という、人がすごく問題になっておりまして、これからいろいろ考えていかなければならないということだと思いますけれども、トータルに考えて、お金が出るから生むとかというところにはまず移行とならないと思うのですけれども、打開策の一つとしてはなるのかなと思って、予算等々のこともあると思うので、このことを出したことによってということが前よりはあると思うのですけれども、それによって村の出生動向がどうなるかということは、またいろいろな面で、生まれてからずっとですから、考えていかなければならないことなのだなとは思っておりますけれども、この予算が決まりましたら、こういうふうになりますということで、今要綱はつくっている最中なようですけれども、即広報等々でお知らせになるわけですか。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【工藤隆彦君】 予算可決させていただきましたら、周知したりとか、出生している方はもう分かっているところもありますけれども、全体的な子育て支援策だということで周知したいと考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 出生率はゼロということで大変がっかりするわけですが、本来はその以前の問題だと思うのです。そこまで至るまでの関係を構築しなければならないと思うのです。いわゆる夫婦になれるような、するようなそういう環境づくりがむしろ先だと思うのです。たしか岩泉町でも、出会い関係の政策もあるはずだし、そういうのを積極的に取り組み、なおかつ出産祝

い金等々も必要というか、必要かもしれません。そういうのから発想していかなければ、現在住んでいる方々だけを中心に考えれば、かなり厳しいというものもあると思うので、そこまで至る経過に対する政策が必要だろうと思うのですが、考えられないですか。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【工藤隆彦君】 お答えいたします。

やはりそういう対策が必要なのだろうなとは思っておりますし、これまでも婚活、何年か前にも田野畑でもやってはありましたけれども、その中で成果が出たか出なかったかというのは、個人情報もあるのであれですけども、取り組んだ経過はございます。ただ、議員おっしゃるとおり、祝い金やったからいいというわけではなくて、村長公約にもある認定こども園とか、あとはそういった子育て支援とか定住対策も含めていかないと、子供の数が増えるということは本当に厳しい状況だと思いますので、これから祝い金をてこに、さらなる子育て環境とか、少子化対策というところをパッケージとして考えていければなと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 あまり先走った話もされないのですが、いわゆる考えられるケースというのは、なかなか今機械化されているから、出会いの関係も直接はない傾向にあるのも、これも理解できますが、やはりそういうのからいくと、差し当たっては職場内的な組合せも一つの要素だと思うし、そして庁内にもそういう年齢であるやのような方も見受けられるし、そういうのも一つの方策、もちろん他の職場もそうだと思うのですが、そういうのしか今直接顔を合わせる機会というのはあまりないわけですから、そういう何かを中心とした形で模索する必要があるのかなと、こう思いますがいかがでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【工藤隆彦君】 参考として承っておきたいと思いますが、何分個人の問題でありまして、職場でやるといういろいろハラスメント問題とかもございまして、ちょっとその辺はいろんな職場対職場とかもあるかもしれませんし、婚活とかの事業をいろんなところ聞きながら、どこで所管するかはまず別にしても、子育て支援とか少子化対策というのは考えていきたいと思えます。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美君。

○7番【上山明美君】 今のことについて、村長はどのようにお考えでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 この問題につきましては、私も職員時代に婚活のイベントとか見たり聞いたりしたことがございます。まず、議員皆さんご指摘のとおり、出会いの場が少ないのかなというふうな感じもしておりますが、一方個人情報ということで、なかなか難しい面もございまして、いずれ出会いの場が少ないというのがもともとのスタートの問題だと思いますので、それも含め

ながら、議員の皆さんのご提案も勘案しながら、何とか定住人口、少子高齢化対策ということも、全体を包括して進めていきたいと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 10ページなのですが、総務管理費の一般管理費の中で委託料、訴訟委任委託料、これ説明していただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 ただいまご質問のありました訴訟委任委託料でございますが、退職した職員のほうから人事委員会を通しましてちょっと村の処分に対する不服というか、ございまして、それに対する弁護士への委託料でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 この訴訟委託料については、ちょっと深く質疑するのはどうかなと思いますので、ただ中身を聞いていただくとどめたいと思います。

それで、一般質問で新村長から答弁をいただいて、少し詳しく聞きたいというのがあります。農林水産業、14ページ、次のページ、款で関連をして恐縮なのですが、産業開発公社の前村長から引継ぎ事項等々の答弁が新村長よりなされたわけなのですが、辞めた方から……率直に申し上げたいわけですが、任期が恐らく引き継いでから、その後のそういう行政なり意見等について、やっぱり引継ぎ事項を受けるという考えでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 やっぱり口頭でも何もありませんでしたので、引継書があれば、今後の参考資料になるのかなということで、受ける方向で考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 受けるという親切な考え方から来ていると思いますので、ぜひ受けていただきたいわけですが、でもどんな文書が来るかについては、一般質問で取り上げるか、それとも何らかの議長の配慮のようになるかもしれませんが、どんな引継ぎ事項が来るかによって、村長もそれなりの判断が出てくると思うのですが、そうなったら議会とも相談をするという考えもお持ちでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 内容につきましては、まだできていないということで、一般的な引継ぎになるのかなとは思っておりますけれども、例えば株式会社とか民営化につきましては、理事会等で今機関決定なさっているのかなというふうな認識はございますが、それはそれとして事実でございますので、それについては記載があればそのとおり受けざるを得ないのかなと。その後の展開云々につきましては、私のほうで考えてまいりたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 分かりました。そうあるべきだと思います。それで、私は公社に限らず、新村長の所信表明を見まして、全体、第三セクター4社あるわけなのですが、とにかく所信表明で新村長が強調していたのは、早期に経営状況を把握して、村としての確な資金調達や経営支援を行う、そこまで踏み込んでいるわけなのです。これやむを得ないし、そうあるべきだと思うのですが、私たちも第三セクター4社の決算報告を見まして、判断が難しい決算書もあるのです。私は、陸中たのはたと公社の決算書、事業報告は、これは私を含めて議員一人一人見て、職員数がどうなっており、詳しい決算報告がなされております。残念ながら、サンマッシュと甘竹田野畑は、陸中たのはた、公社のような決算書になっていないのです。これは、ぜひ新村長になりまして、前の村長に指摘してもなかなか直らなかったものですから、ぜひ変えていただきたいのですが、どうでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 過去の経過もあるのでしょうかと思います。各セクターの役員の方々と協議、相談しながら進めたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 先ほどの公社の引継ぎの問題であります。確かに第三セクターではあります。一つの法人であります。事務的な部分あるいは経営判断の部分、オープンにすべき部分、していい部分、それからオープンにはしないほうがいい部分の、仮定の話で申し訳ないのですが、その辺のけじめはしっかりされるべきだと私は思います。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 ご指摘ありがとうございます。第三セクターと申し上げましても民間企業でございますので、その辺は配慮しながら、説明できる部分、そうでない部分は区別して進めてまいりたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 関連なのですが、いわゆる公社の理事長は新しく村長が理事長ということで理解するわけでございます。それまで、いまだかつて引継書は頂いていない。私は、それ自体が、村長の分で言うのでない、前村長の分として、非常に問題と、問題にしてもどうにもならない分もあるだろうし、ちょっと異常だと思うのですが、そう感じませんか。

それから、あわせて第三セクターの関係で、羅賀荘なのですが、羅賀荘もいわゆる辞任届とか、そういうものの文書的なものは何もない、株主総会が27とかと、それまでじっとしているのですか。そういうことはあり得ないと思う。というのは、この第三セクター関係についても、前村長、石原村長は、融資等々の際にも個人の印鑑保証人の関係を押すのは嫌だよと、いわゆる後で家族の者に迷惑がかかってはやのようなことで、非常に職員あるいは第三セクターの関係の人たちが苦慮した経過があるので、そういう方が延々として、しかも実質もう資格はないわけだから、そ

の人の意向に沿っていつまでもやる自体も、新村長としても、例えば苦しいだろうけど、迅速にやらせるべきだし、やるべきだと思うのですが、でなければ、羅賀荘だって経営、ある意味では生き物ですから、その間に誰の責任になる結局責任が空白されている状態だと私は理解しますが、そういうことではないですか。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 株式会社陸中たのはたの件でございますけれども、外部の役員もいるということで、通知、招集等にちょっと時間がかかるということで、27の臨時総会の日程を決めたということで承知しております。公社の引継ぎにつきましては、事実でございますので、先週の金曜日、別用で公社の参事が夕方来るといときに、そういうことをしゃべられたということで来たので、ではそれで進めてくださいということで申し上げたところでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 あと1つ、引継書の中にどういう中身で来るかは分かりませんが、ではそれを村長は、100%とは言わないけれども、その引継書に沿った内容での今後方針でおおむね考えているのか、その辺の確認したいと。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 引継書につきましては、現時点でのこれまでの経過ということでつくってくるのだと思います。今後の運営方針とか進め方については、私の判断で進めて、変えていきたいと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 令和3年度の経営方針、基本方針については、すばらしい計画が組み立てられています。ですから、引継ぎはどういう文書かは別ですが、もう令和3年度の経営方針については、オープンになっているし、非常に内容的にもすばらしい内容が掲載されております。ですから、引継ぎにとらわれずに、役員会で議決をいただいた令和3年度の基本方針、これが基本の進み方ではないでしょうか。いかがですか。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 公社としての基本方針につきましても、機関決定している事項でございますので、それは尊重していかなければならないだろうということでございます。ただ、民営化とか株式会社につきましては、そこで議員の皆さんとの議論になっている問題だと思っております。そこはまた議員の皆さんと協議、相談しながら、よりよい方向を探っていきたいと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 議会も大事であります。たしか公社の役員の任期、今の当期任期がたしか来年3月ぐらいかと思っております。やはり慎重に時間をかけて審議をしていただきまして、来年の4月以降、新体制でもって責任のある体制の中で大きな決断はするべきではないでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 今の理事の任期は来年までということですので、次の体制につきましてはまた別途考えて、また強い布陣でもって取り組んでまいりたいと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 この公社の関係で、基本的には役員という方は出資者等々に関わる関係のある方でなければならないと基本的に私は理解しているが、ただ、今の役員の中には、別に出資者でもなければそういう……もし役員が必要であれば、あるいは出資をしていただくのであれば、それなりの、個人でも法人でもいいけれども、そういう形で募集なりお願いするなりして、新しい役員体制を組んで公社の経営健全に向けてやるべきだと私はそう思いますが、いかがですか。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 ご提案いただいた内容も含めて、今後も検討して取り組んでまいりたいと思えます。

○議長【鈴木隆昭君】 2番、工藤求君。

○2番【工藤 求君】 私も公社の件なのですが、まずここ3年間の公社の赤字というのが、目に見えるような赤字が出ております。これは、村長が理事長をやって、そしてまずそれなりの実力あるとは思いますが、やはり村長というのは、村長職を中心に第三セクターの理事長をやるべきであって、その第三セクターを投げやりにして、村長をやっていて、では赤字が出たよと。村でその分を負担してくれというような、こういうふうな、私はこれやめたほうがいいのかなと思えます。ただ、これも村長がどれぐらいやるか、やってみないと分からないのですが、ここ3年間で赤字が三千数百万円出ていると思えますし、債務超過が800万円出ております。債務超過ということは、経営にとっては重大なことではないかなと思えますし、村とすればそれをすぐ資金を投入して、債務調査をなくしてやらなければならない。こう見ておきますと、さっきもしゃべったとおり、真剣に村長が理事長としてやってくれたのかなという疑問を感じます。そのところを注意しながら、もし村長職が忙しいなと思ったら、すぐ民間の人をお願いして一生懸命やってもらうと。なるべく赤字を出さないようにしていただきたいのですが、村長の考え方がいでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 議員ご指摘のとおりだと思います。赤字が出たら、行政が補填するというような、親方日の丸の体質では何も改まらないと思えますので、まず本来の原点に立ち戻って、黒字を目指して、まず役員一丸となって頑張っていこうというふうに訓辞させていただきましたので、まずそのように、その方針で取り組んでいきたいと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 6番、畠山拓雄君。

○6番【畠山拓雄君】 観光費、がんばる観光事業者支援補助金2,050万円、この内容についてちょ

っと確認したいです。

○議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐々木 修君】 タブレット94ページになりますが、7款1項3目18節になります。がんばる観光事業者応援事業費補助金ということで、補正額が2,050万円ということでございます。村内宿泊割引、田野畑さ来てけでキャンペーンについては、8月12日に発せられました新型コロナウイルス感染症に係る岩手緊急事態宣言により、予約の受付を今停止している状況ではございますが、今回補正していただいた額を田野畑村観光誘客協議会へ補助しようというような内容でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 6番、畠山拓雄君。

○6番【畠山拓雄君】 岩手緊急事態宣言が出てから、観光のお客さんが恐らく羅賀荘も激減、ほとんど来ていないと思います。ですので、この2,050万円を補助金として出しても、恐らく観光のお客さんが入ってこない、特にも羅賀荘のお金が回らなくなる可能性があると思うのです。観光のお客さん来ないと、恐らくその補助金は使えないと思うので、何かもう少し頭をひねらないと、羅賀荘、このままではもたなくなります。緊急にお金を回すような仕組みにしないと。例えばですけれども、先にもう使っていいよ、その代わりに後で観光のお客さんが来るようになって、来てから、来る前に先にもう使わせてやらないと、恐らく羅賀荘はもたないのではないかなと思うのですけれども、その辺はどういうふうに見ていますか。

○議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐々木 修君】 まず、緊急事態宣言が明けるのが、ちょっと見通しがご案内のとおり不透明というような状況ではあるのですけれども、いろんな支援の方法はあるかとは思いますが、当初予算で2,000万円ほど計上しておいて、さらに同様の手法でやるのがいいのではないかなというような内部の協議もありまして、このような形にしたいというようなことでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 これは、宿泊割引券のような形で発行してやるという形なのでしょう。確かに今6番議員が言うの、当然大変人が来ないことには、人が来て初めて、宿泊する方が来て初めてお金になるわけですから、このままで行くのも非常に何かの方策が必要だろうと思うのです。規制が緩和されない限りは。その間いつまでなのか、先が見えないような状態だから。それと併せて、県がそのとおり、例えば2,050万円の金額が配当それぞれの宿泊施設になったとしても、やはり前回あれしたのも実際事業所によっては結構な数が空いているのではないかなと思うのですが、空いている場合はやっぱりお互いの制度だから、お互い成り立つようにきちっと予定どおりは誰がやっても行かないわけですが、公平な、たしか聞くとところによれば、はっきり言って羅賀荘は大分前に券がなくなったというように聞いていたのですが、やはりその他の事業所がそれな

りな数あるのであれば、調整するような、そういう行政の動きというか、指導も必要だと思うのですが、ただやりっ放しでなく、それをお互いの事業所にも有効に使えるようにすべきだと思うのですが、どうですか。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 がんばる観光事業者応援事業補助金ということで、宿泊割引でございます。緊急事態宣言ということで、皆観光客が動かなくなっております。国のほうでも、これからいろいろ緩和策に向けて動くように新聞報道で伺っております。市町村独自の宿泊割だけではなかなか観光客を呼べないということもございます。そういうことで、国のGo To トラベルとか、岩手県民宿泊割等が再開になった時点で合わせまして、村の宿泊割を上乘せして展開してまいりたい。ほかの市町村でも、温泉のある市町村でも、県の宿泊割プラス市町村独自の宿泊割をプラスして、なおかつクーポン券も出るということで、なかなか割安感があって、それでお客さんが県内で動いたこともあるかと思っておりますので、まず県、国の制限緩和、その時期とタイミングも合わせまして、宿泊割等をまた展開してまいりたいというふうに考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 答弁漏れはありますか。事業者間の調整の話もしませんでしたか。政策推進課長。

○政策推進課長【佐々木 修君】 この事業の協議会は、宿泊事業者3事業によって構成されている協議会で補助金を出しているということで、その配分については協議会のほうにお任せしているということなわけですが、今回補正をいただきましたときには、その配分枠の在り方については、村のほうでも宿泊者が増えるような形、できるだけ消化するような形の配分を助言してまいりたいというふうに考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 いっそのこと、努力、今予定しているのは前回の割引額と同じ、たしか4,000円だと思うのですが、やはりこの際方法としてそんなに、宿泊の数が少ないことが予想されるわけですから、例えば1,000円プラスして5,000円とか、そういうようなことも視野に入れるべきだ。ただ、前回配付されている方がというか、事業者があるのであれば、それにももちろん同じ状況なりでやらなければならないと思うのですが、それらを総合して、いわゆるどうせなら余っている部分にその追加する形、あるいは数を確保しながら、ひとつそういった、いわゆる何ぼ割引がよくても、コロナにはなりたくないわけですから、やすやすとは金額の割引があるからといって来るのは、非常に客が来るかと思えば難しい問題がある。そこらを含めて検討すべきだと、金額も含めてと、私は思います。

○議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐々木 修君】 割引の額につきましては、要綱で4,000円から1万2,000円の間というふうに決めておるところでございますので、コロナ禍の状況、それから宿泊の予約の状況等、

協議会のほうと協議しながら、その割引の額については検討というか、相談していききたいなというふうに考えています。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第8号 令和3年度田野畑村一般会計補正予算(第3号)を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩(午後 零時02分)

再開(午後 零時03分)

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第11、議案第9号 令和3年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 タブレット110ページを御覧ください。議案第9号 令和3年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正ですが、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,008万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,089万3,000円、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ124万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,850万6,000円とするものでございます。

まず、事業勘定からご説明いたします。タブレット120ページ、予算書の5ページを御覧ください。歳入のうち主なものをご説明いたします。8款繰越金、1項繰越金、1目療養給付費交付金繰越金、1節療養給付費交付金繰越金として2,000万円計上しております。

次のページを御覧ください。歳出ですが、主なものをご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、24節積立金ですが、国民健康保険事業財政調整基金積立金として2,000万円追加計上しております。

次に、直営診療施設勘定ですが、タブレット120ページ、予算書18ページを御覧ください。

(タブレットの、すみません、100……の声あり)

○総務課長【工藤光幸君】 タブレット120ページ。

(140でないかの声あり)

○総務課長【工藤光幸君】 140ページ、失礼いたしました。歳入、3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金を124万2,000円減額計上しております。

次のページの歳出につきましては、現状に沿った人件費の補正のため、説明は割愛させていただきます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

7番、上山明美君。

○7番【上山明美君】 タブレットだと121です。予算書だと6ページになります。5の保健事業費の1、総合保健施設管理費の中の10の事業費と17の備品購入費について説明をお願いします。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【工藤隆彦君】 お答えいたします。

まず、17の備品購入費のほうですけれども、総合保健施設のグループホームのほうで、洗濯機とか、あとは乾燥機、ちょっと動かなくなったものがありまして、その購入になります。それと、10節の需用費については、やはり経年劣化により修繕とかが増えておりまして、その分に充てたいということでございます。こういった備品を購入するものと修繕して対応できるものということで分けております。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 総合保健施設、私が把握している範囲では、実際グループホーム、生活支援ハウス、3つの施設に分かれていると思うのですが、それぞれ実際グループホーム、生活支援ハウス、会計が別だと思しますので、例えば水道料はそれぞれの施設がちゃんと検針器があると思うのですが、電気料については区分がしっかりしているかどうか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【工藤隆彦君】 お答えいたします。

これまでいろいろ議論があったところでもございますけれども、生活支援ハウスは一般会計で委託をしていると。そして、グループホームは介護保険でやっているというところになっていま

して、一般会計の部分については委託料で全て支払えるようになっていきますし、グループホームとかのほうについては介護保険でやることになっていきますので、そういった区分になっております。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 それぞれの施設で、電気料についてはしっかりと区分がなされているわけですか。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 零時08分）

再開（午後 零時08分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長【工藤隆彦君】 それぞれ区分されているとっております。一般会計の部分についても精算していきますし、そういった区分されているものと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 最後になりますが、私はそうならないというふうに聞いているのです。もしそうならないのであれば、改善の余地があると思うのですが、絶対それぞれの施設の検針がしっかりになっていて、曖昧になっていないというふうに理解していいのでしょうか。もしなっていないのであれば、改善すべきだと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【工藤隆彦君】 寿生会のほうと検討というか、ちょっと事情を聞いてみますし、こちらのほうも把握しているかどうかちょっと確認したいと思います。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第9号 令和3年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第12、議案第10号 令和3年度田野畑村介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 タブレット150ページを御覧ください。議案第10号 令和3年度田野畑村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正ですが、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ617万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,226万6,000円とするものでございます。

タブレット160ページ、予算書5ページを御覧ください。歳入についてご説明いたします。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、1節現年度分特別徴収保険料として209万6,000円減額計上、同じく同目2節現年度分普通徴収保険料として100万円減額計上、3節過年度分普通徴収保険料として214万3,000円追加計上しております。

9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金ですが、726万2,000円計上しております。

次のページを御覧ください。歳出ですが、主なものをご説明いたします。5款諸支出金、1項償還金、利子及び還付加算金、1目償還金、22節償還金、利子及び割引料ですが、634万9,000円追加計上しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第10号 令和3年度田野畑村介護保険特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長【鈴木隆昭君】 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

(午後 零時 12分)